

保険料の計算例と納入通知書の表示例(医療給付費分)

		(円)		(円)	
医療給付費分 保険料	基準総所得金額		2,570,000	法定軽減額	B 0
				限度超過額	C 0
	所得割額	基準総所得金額の 9.29/100 ①	238,753	調整額	D 14,163
				減免1	世帯総所得 3,150,000
					控除後世帯総所得 1,370,000
					重度医療受給者数 1人
					被保険者数 4人
均等割額	一人につき 28,320円 ②	113,280	*1	減免1額 E 111,480	
平等割額	一世帯当たり ③	29,760	減免2額 *2	F 0	
算定額の合計		A 381,793			

  

医療給付費分 保険料	④=A-B-C-D-E-F 256,150
---------------	--------------------------

- ◆ **基準総所得金額**(旧ただし書き所得)…被保険者ごとの「前年総所得金額-43万円」を合計した金額  
 [基準総所得金額] = [主:3,000,000円-430,000円] + [妻:150,000円-430,000円]  
 2,570,000円 = 2,570,000円 + 0円
- ◆ ① **所得割額**(旧ただし書き方式)  
 基準総所得金額 × 所得割料率 = 旧ただし書き方式の所得割額  
 2,570,000円 × 9.29% = 238,753円
- ◆ ② **均等割額** 28,320円 × 4人 = 113,280円
- ◆ ③ **平等割額** 29,760円
- ◆ **算定額の合計** ①所得割額 + ②均等割 + ③平等割 = **A 381,793円**
- ◆ **法定軽減額B**…前年(1月~12月)中所得が一定額以下の世帯に対する軽減額  
 この世帯の例では該当しないため、0円
- ◆ **限度超過額C**…最高限度額を超えた額  
 この世帯の例では該当しないため、0円
- ◆ **調整額D**…国保に未加入期間の額、端数、会社都合退職による失業軽減、未就学児に係る均等割の軽減等の合計額  
 この世帯例では、14,163円(未就学児に係る均等割の軽減14,160円、端数3円)
- ◆ **減免1 E**(\*1岐阜市独自方式の所得算出による減免額)  
 「旧ただし書き所得」方式の算定方法は決まっており、市独自で控除額を被保険者数や重度医療受給者数によって変更した場合は、減免により対応することとなっています。

岐阜市独自方式の所得額 (控除後世帯総所得)	=	加入者全員の 前年中総所得金額 (世帯総所得)	-	※被保険者1人あたりの控除額の合計 + 26万円 × 重度医療受給者数
---------------------------	---	-------------------------------	---	--

※一人当たりの控除額

- 所得0円の場合……………控除額33万円
- 所得1円以上10万円未満の場合…控除額33万円+所得金額
- 所得10万円以上の場合……………控除額43万円

◎ **世帯総所得** = 主 3,000,000 円 + 妻 150,000 円 = 3,150,000 円

◎ **控除後世帯総所得** = 3,150,000 円 - (430,000 円 × 2 人 + 330,000 円 × 2 人 + 260,000 円 × 1 人) = 1,370,000 円

**減免1額 E** = ①旧ただし書き方式による所得割額 - ★岐阜市独自の所得割計算額(基準総所得金額 × 料率)  
111,480 円 = ①238,753 円 - 127,273 円 (1,370,000 円 × 9.29%)

◆ **減免2額 F** (\* 2 災害・自己破産・生計維持者が病気で働けないなどの特別な事情で保険料の納付が困難になった場合の減免額)

◆ **医療給付費分保険料①**

256,150 円 = **A** 381,793 円 - **B** 0 円 - **C** 0 円 - **D** 14,163 円 - **E** 111,480 円 - **F** 0 円